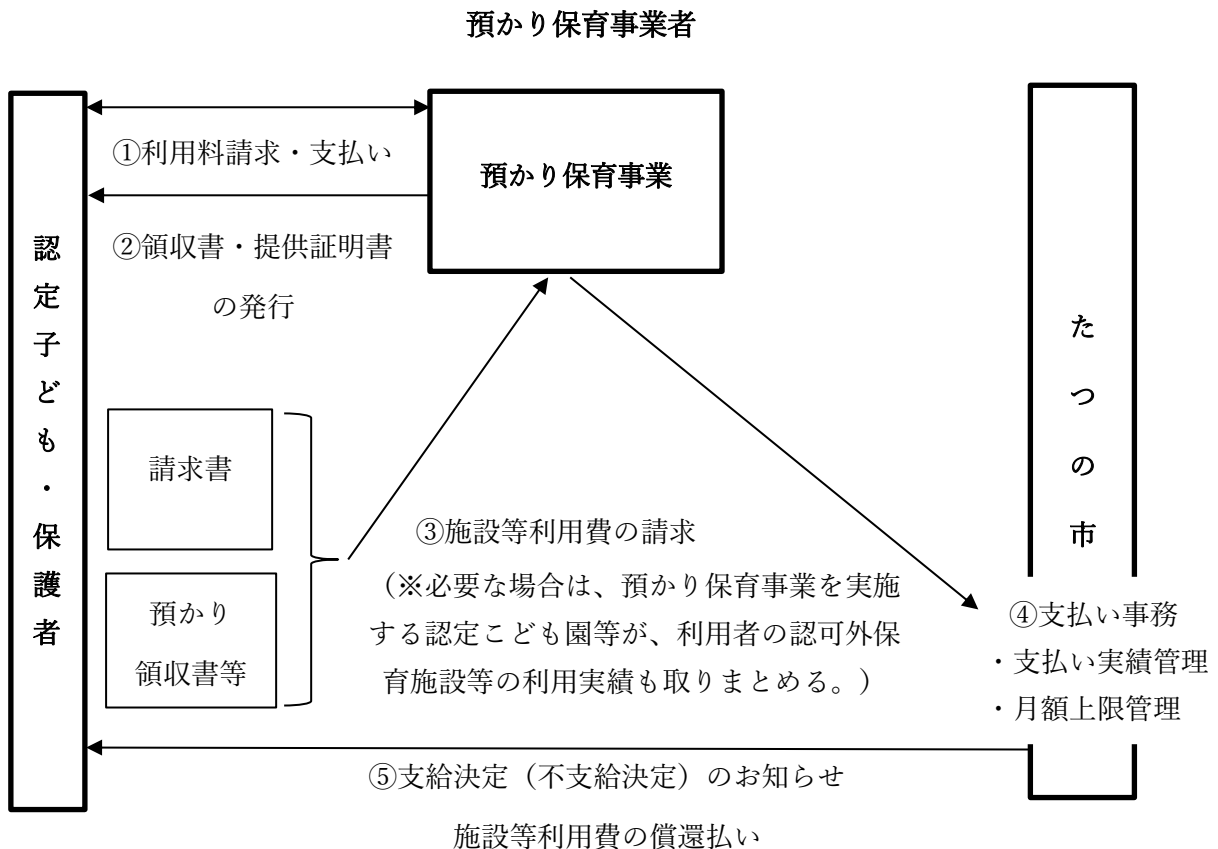


施設等利用費の請求手続きの流れ

(1) こども園等で預かり保育事業を利用する場合（パターン1）

施設等利用給付2・3号認定子どもが、認定こども園（幼稚園部分）・幼稚園が行う預かり保育事業を利用した場合、これに要する費用を請求する。



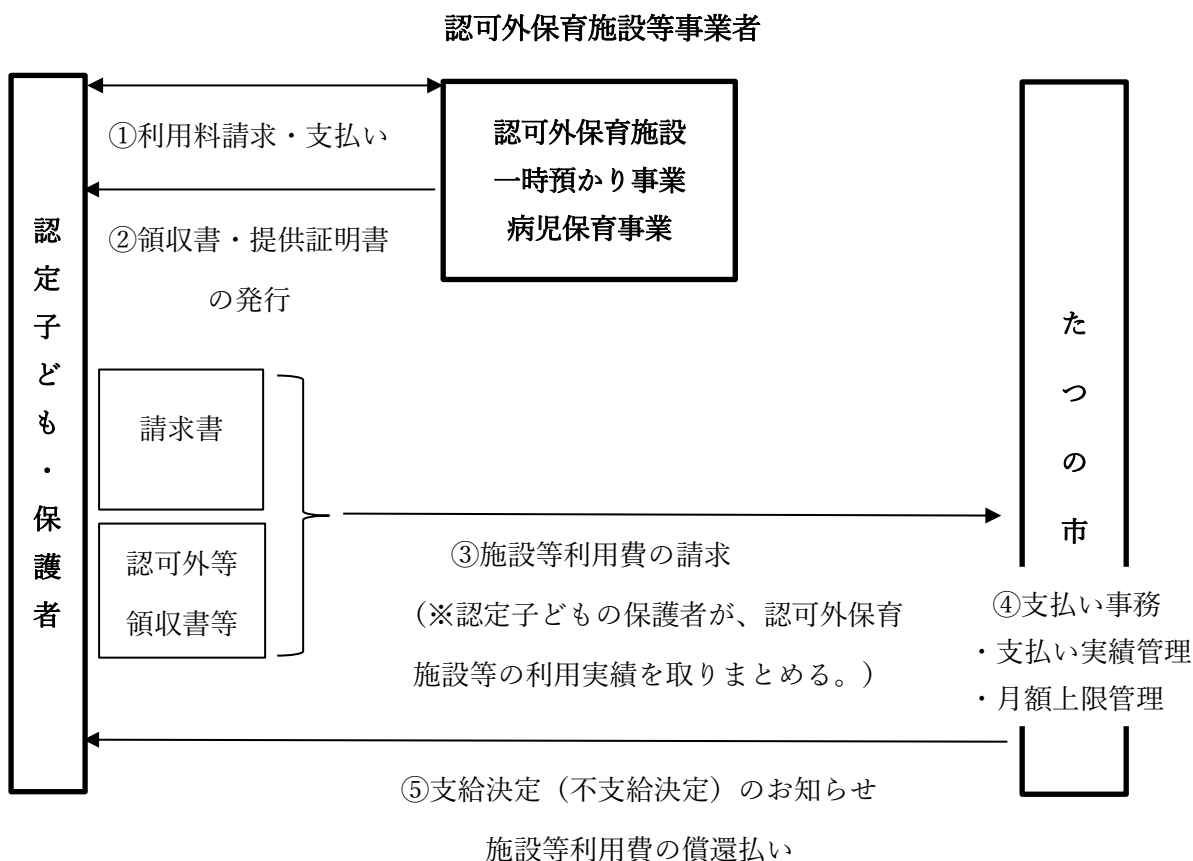
【フロー図の説明】

- ① 預かり保育事業を実施する幼稚園等や認可外保育施設からの利用料の請求に対し、認定子どもの保護者が利用料を支払う。
- ② 施設等は、「特定子ども・子育て支援提供証明兼利用料領収証明書」を認定子どもの保護者に発行する。
- ③ 認定子どもの保護者が、「施設等利用費請求書」により、たつの市に対して施設等利用費を請求することを原則とするが、預かり保育事業を実施する幼稚園等が、利用実績を在籍児童ごとに取りまとめてたつの市に提出してもよい。（各施設での取りまとめについては、実施しない施設もありますので、各施設に問い合わせください。）
- ④ たつの市は、「施設等利用費請求書」、「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」をもとに支払額等を確認する。

- ⑤ たつの市は、認定子どもの保護者に対して、「施設等利用費支給決定のお知らせ」（場合によっては「施設等利用費不支給決定のお知らせ」）を送付し、支給決定した場合は、施設等利用費を償還払いする。

(2) 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業を利用する場合（パターン2）

施設等利用給付2・3号認定子どもが、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業を利用した場合、これに要する費用を請求する。



【フロー図の説明】

- ① 認可外施設等や他の子ども・子育て支援施設等からの利用料の請求に対し、認定子どもの保護者が利用料を支払う。
- ② 施設等は、「特定子ども・子育て支援提供証明兼利用料領収証明書」を認定子どもの保護者に発行する。
- ③ 認定子どもの保護者が、認可外施設等や他の子ども・子育て支援施設等における利用実績について、「施設等利用費請求書」により、たつの市に対して施設等利用費を請求する。（※利用施設が多岐にわたることも想定され、基本的には利用施設における取りまとめはせず、認定子どもの保護者が、直接たつの市に提出する。）
- ④ たつの市は、「施設等利用費請求書」、「特定子ども・子育て支援提供証明書兼利用料領収証明書」をもとに支払額等を確認する。
- ⑤ たつの市は、認定子どもの保護者に対して、「施設等利用費支給決定のお知らせ」（場合によっては「施設等利用費不支給決定のお知らせ」）を送付し、支給決定した場合は、施設等利用費を償還払いする。

※償還払いとは 各事業を利用された際に各施設に利用料をいままでどおりお支払いいただき、その後たつの市に対し請求書(領収書・提供証明書等を添付)にて利用料を請求いただき、指定された口座にお支払いする方法です。